

国立大学法人富山大学入札監視委員会定例会議議事概要

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 令和3年6月16日(水) 事務局共通打合せ室(2) | |
| 委 員 | 委員長 山本 直俊(弁護士) 委 員 大村 啓三(公認会計士) 委 員 光田 章((一財)富山県建築住宅センター専務理事) | |
| 審議対象期間 | 令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日 | |
| 抽出案件(合計) | 6 件 | (備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 |
| 建設工事(小計) | 5 件 | |
| 一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事) | 0 件 | |
| 一般競争入札 (上記工事を除く) | 4 件 | |
| 工事希望型競争入札 | 0 件 | |
| 通常指名競争入札 | 0 件 | |
| 随意契約 | 1 件 | |
| 設計・コンサルティング業務(小計) | 1 件 | |
| 公募型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) | 0 件 | |
| 標準型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 一般競争入札 | 1 件 | |
| 随意契約 | 0 件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

別紙

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>1. 国立大学法人富山大学において発注した建設工事について（令和2年4月～令和3年3月分） （施設企画部より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>2. 建設工事における抽出案件の審議 （施設企画部より説明）</p> <p>案件1；（五福）事務局等受変電設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような経緯で再々公告になったのか。 ・ 再々公告するにあたって、競争参加資格等の内容に変更があったのか。 ・ 競争参加資格の条件を緩和することはしなかったのか。 ・ 紙入札方式を行う余地を残しているのはなぜか。また、実際に紙入札を実施したケースはあるか。 ・ 紙入札の場合、期日などについては異なる扱いをすることになるのか。 ・ 低入札価格であった場合の管理は具体的にどのように実施しているか。例えば、技術者の複数配置を条件とするなど。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度中に2回公告をしたが、いずれも不調になった。業者へ聞き込みをしたところ、公告した当時に他の自治体等の公共工事発注が多く、技術者の確保が難しいとの回答を得たので、工事の閑散期である年度末近くに3回目の公告をした。 ・ 特になし。履行期限等の期日の変更があったのみである。 ・ していない。元々かなり緩い条件で公告しているため、これ以上条件を緩和することはできなかった。 ・ 原則として電子入札システムを使ってもらうことにはしているが、電子入札システムの申請直後や端末の不具合などで電子入札システムを使用することが出来ない業者がいる場合でも競争参加可能なように、紙入札承諾願を提出いただき、承認された上で参加を認めている。実際に紙入札を実施した事例もある。 ・ 申請書類については、期日までに必着で送ってもらっており、電子入札と同様の扱いをしている。入札については、期限までに持参してもらうことになっている。 ・ 工事成績をつける際の採点項目を増やして重点的に確認しており、手抜きがあった場合には減点の対象となるが、技術者を複数配置することを要請することはない。 |

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>案件 2 ; (高岡) ライフライン再生 (空調設備) 改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件 1 と比較して、施工実績の対象年度が 1 年繰り下がり平成 17 年度以降の実績を対象としているが、どのような使い分けをしているのか。 ・ 低入札価格調査の実施概要における「1. その価格により入札した理由」において、H棟の空調機のことだけが記載されているのはなぜか。 ・ 業者の提案を受け入れ、汎用型パッケージエアコンにしたことによる減額はどのくらいはあったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件 1 の場合は令和元年度、案件 2 の場合は令和 2 年度に競争参加資格申請期限が設定されている。施工実績については 15 年間の実績を対象とするので、施工実績の対象年度に 1 年の差がある。 ・ 予定価格との乖離が大きかったのが H棟の空調機となっているため、主たる理由としている。当初本学では H棟について汎用型でない機器を導入することを想定していたが、汎用型パッケージエアコンでも対応できるとの提案が業者からあり、十分に要件を満たしていることを本学でも確認できたため、契約することとした。 ・ 最低基準価格との差額くらいには減額が認められた。 |
| <p>案件 3 ; 附属病院ライフライン再生 (防災設備等) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不落随意契約の場合の見積合わせに回数制限はないのか。 ・ 見積合わせでは 2 回目から 7 回目まで 500 千円ずつ減額しながら見積書が提出されているが、これで良いのか。 ・ これだけの見積合わせの回数があっても当日中に落札できたのか。 ・ 不落随意契約の場合は大抵これだけ回数を重ねて見積合わせをするのか。 ・ 学内の監査などでは見積合わせの回数などについて指摘が入ることはないのか。 ・ 本学からお願いをして、業者に見積合わせに付き合ってもらっていたということはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積合わせは、業者の落札意思がある限り無制限としている。 ・ 不落随意契約となると、対象が 1 社しかいないことが推察されてしまい、業者としてはなるべく利益を得るために小刻みに減額して予定価格からなるべく乖離しない金額を狙ってくるので、見積合わせの回数も必然と多くなっていく。 ・ 当日中に落札できた。 ・ すぐに落札できる場合もある。今回のケースでは予定価格と業者からの見積価格との間に大きな乖離があったので、回数を重ねることになった。 ・ 回数について指摘を受けたことはない。 ・ ない。あくまで対等の立場である。業者の意思で 7 回見積合わせに参加してもらったということである。 |

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>案件4 ; (杉谷) ライフライン再生 (給排水設備等) 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな金額の工事であるが1社入札となったことにより、問題になることはないか。 ・1回目の公告の時期はいつ頃か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題ないと考えている。本件は再公告であり、国の補助金事業であることから事業期間内の竣工を目指すとは先延ばしできなかった。業者にも落札の意思があったので、不落随意契約を実施した。 ・8月頃に公告をしたものの不調であった。 |
| <p>案件5 ; 附属病院南病棟無停電電源装置改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学での他の案件で同じメーカーの蓄電池の契約実績はないのか。 ・無停電電源装置のシステムに異なるメーカーの蓄電池を使うと何か支障があるのか。 <p>3. 国立大学法人富山大学において発注した設計・コンサルティング業務について (令和2年4月～令和3年3月分) (施設企画部より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>4. 設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (施設企画部より説明)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・他の病棟での無停電電源装置の契約実績があるが、他のメーカーの製品である。 ・他のメーカーの製品を使ってしまうと、システム全体の保証を受けられなくなってしまうことから、非常時の保証ができず支障となる。 |
| <p>案件 ; (高岡) ライフライン再生 (空調設備) 設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の業者と比較して、入札価格に相当な差があるように思われるのだが、成果物に問題はなかったか。 ・これほどの価格差が生まれた要因は何か。 ・その業者から再委託がなされる可能性は無かったか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・問題無かった。 ・明確には分からないが、業者によって、業務工程等を想定しながら見積金額を算出する。当該業者ではそれだけの金額で業務を実施できることであった。 ・本件は空調設備の設計であり、高度な技術を必要としないため、全て自社で設計していることを確認している。 |

| 質 問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>4. 指名停止等の措置状況について (施設企画部より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事事務の場合、通常 2 週間の指名停止になるか。 <p>5. その他</p> <p>特になし。</p> <p>以上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常は 2 週間であるが、事故の程度やその他の要因による。令和 2 年度では工事事務を起こし報告を怠ったとのことで、1 か月の指名停止になったケースもある。 |